

群馬計理ニュース

前橋市広瀬町1丁目14番地19



株式会社 群馬計理

TEL 027-261-3787 FAX 027-261-3789

URL <http://www9.plala.or.jp/gunmakeiri/>

E-mail gunmakeiri@sky.plala.or.jp



コハクチョウ親子

(撮影 直井 一幸)

株式会社 群馬計理

経営理念

私たちは、社会正義を貫き、平和で健康な社会を作ることをめざし総合的・専門的な経営支援業務を通じて中小企業の経営を守り、発展させ、地域社会の繁栄に貢献することで、自らの生きがい働きの実現します。

基本方針

1. 納税者の権利を守り、経営の発展につくします。
2. 働きがいのある会社づくりをめざします。
3. 努力を常とし、お客様と共に成長します。

★2月の税務★

12月決算・・・法人税・消費税
6月決算・・・法人税予定納税
消費税予定納税
3・9月決算・・・消費税予定納税

★ミニミニ金利情報★

■金利情報■

基準割引率及び基準貸付利率 0.30
短期プライムレート 1.475
長期プライムレート 1.00
政府系金融機関基準利率 1.11～2.80
(1/21 現在 年、% DDK だよ)

令和2年度分の確定申告の留意事項

1 コロナ支援金の「課税・非課税」

個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い

(一部例示)

課 税	<p>【事業所得等に区分されるもの】(消費税は不課税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金(事業所得者向け) ・ 家賃支援給付金 ・ 農林漁業者への経営継続補助金 ・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・ 感染拡大防止協力金 ・ 雇用調整助成金
	<p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金(給与所得者向け) ・ GoToキャンペーン事業における給付金 <p>※一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。</p>
	<p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金(雑所得者向け) <p>※一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。</p>
非課税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(雇用保険臨時特例法7条) ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金(雇用保険臨時特例法7条) <p>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別定額給付金(新型コロナ税特法4条1号) ・ 子育て世帯への臨時特別給付金(新型コロナ税特法4条2号) <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学資として支給される金品(所得税法9条1項15号) <ul style="list-style-type: none"> □ 学生支援緊急給付金 ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法9条1項17号) <ul style="list-style-type: none"> □ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 □ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金

※ 収益として計上する時期については、支給決定があった日の属する事業年度になります。

※ 各市町村が独自で行っている補助金・助成金・給付金等を申請された方は各市町村に課税関係の確認が必要になります。

2 青色申告特別控除が 65 万円・55 万円・10 万円の 3 種類に

◆青色申告特別控除を受けるための要件

	65 万円控除	55 万円控除	10 万円控除
帳簿	複式簿記	複式簿記	単式簿記
決算書	貸借対照表の作成 損益計算書の作成	貸借対照表の作成 損益計算書の作成	貸借対照表は不要 損益計算書の作成
新要件	e-Tax による電子申告 または電子帳簿保存	—	—

3 医療費控除

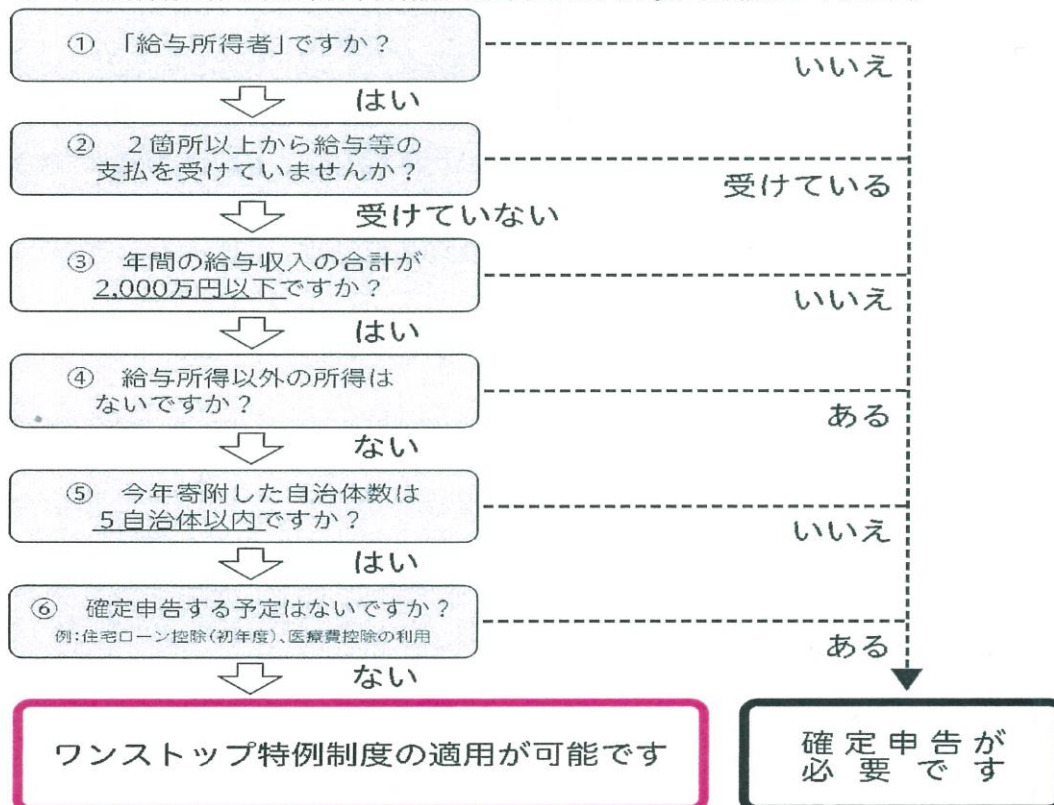
- ① 医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を、所得税の確定申告書に添付して所轄税務署に提出する必要があります。
- ② 医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。
- ③ 切り捨て課税制を適用する場合には、通常の医療費控除の適用はできません。
(選択適用)

4 ふるさと納税

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。

《ワンストップ特例の適用確認シート》

※ 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当される方は、⑤から確認してください。



★今月のニュース★



- ★核兵器禁止条約が発効 → 初の国際規範 50 力国・地域で順次
- ★国会議員起訴 1年で4人
- ★吉川元農相 在宅起訴
- ★米議会占拠 4人死亡 → トランプ支持者ら撃たれ
- ★脱ガソリン車 30年半ば 政府目標 → 新車販売HV、EV
- ★高齢者医療費 22年10月以降 → 2割負担 年収200万円
- ★学術会議介入に抗議
- ★新型コロナ 世界感染1億人迫る
- ★4都県に緊急事態宣言 → 飲食店中心

◆三二情報◆

会社を継ぎたい。

でも、会社借入の個人保証は継ぎたくない。

事業承継時に経営者保証の解除を支援する制度があります

- ◆「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用を開始
- ◆経営者保証解除に向けた、
各都道府県の経営者保証コ-ネクターによる支援制度が開始
- ◆経営者保証を不要とする新たな信用保証制度が創設

詳しくは、各都道府県の『事業承継ネットワーク事務局』へお問い合わせ下さい。

プ ック型事業承継支援高度化事業 全国事務局 <https://shoukei.go.jp>

(この事業の運営は、中小企業庁より野村証券株式会社が受託しています。)

民法改正ニュース (6)

「契約解除の要件に関する見直し」

契約の解除とは、契約当事者の一方の意思表示によって、契約の効力をさかのぼって消滅させることをいいます。

契約が解除されると、まだ履行されていない債務は、履行する必要がなくなります。また、既に履行された債務について、原状回復の義務（元に戻す義務）が生じます。さらに、一方当事者が解除することによって、相手方に損害が生じた場合には、損害賠償責任が生じることもあります。

【改正の内容】

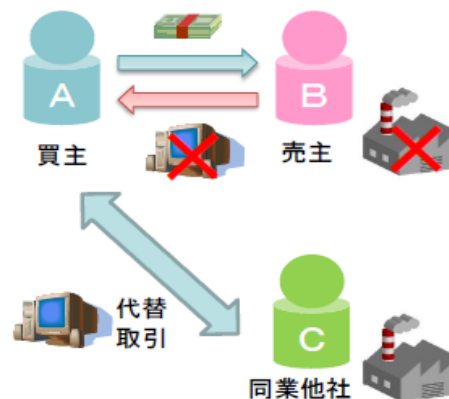
解除の要件から、「債務者の帰責性」が削除されました。

【改正前の問題の所在】

以下のような事例の場合、解除が認められないのは不当ではないでしょうか。

事例)

買主Aは売主Bからパソコンを仕入れる契約を結んだが、Bの工場が落雷による火災で（=Bに帰責がない火災）焼失し、納期を過ぎても復旧の見込みも立たなくなった。Aとしては、パソコンが納品されないと事業に支障が生ずるので、Bと契約解除をし、同業他社Cと契約を結びたい。



上記事例の場合、

改正前では、買主Aは売主Bとの契約解除は認められませんでした。

しかし、

改正後では、買主Aは売主Bとの契約解除が認められるようになりました。

（債務者に帰責性（責任）がないときでも解除が認められるようになりました。）

参考：法務省 民法の一部を改正する法律（債権法改正）について

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

経営・金融サポートニュース

桐生市新型コロナウイルス対策事業継続支援金

桐生市が新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を支援するため、事業者に対し、10万円を支給します。

【支給金額】 1事業者あたり10万円（1回限り）

【申請期限、申請方法】

令和3年1月12日(火)から令和3年2月26日(金)まで。郵送のみの受付となります。

〒376-8501 桐生市織姫町1-1 事業継続支援金対策室 宛

【必要書類】

ホームページを参照してください。

<https://www.city.kiryu.lg.jp/sangyou/1016982/1018117/1017741/index.html>

お問い合わせ先：桐生市商工振興課 事業継続支援金対策室 0277-22-7500（直通）


群馬県「新型コロナウイルス感染症対応資金」

令和3年2月1日の保証申込受付分より、群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金の融資限度額を4,000万円から6,000万円に引き上げます。

取扱期間について、令和3年3月31日融資実行分まで延長となりました。

融資枠5,100億円に到達したら終了となりますが、まだ余裕があるとの事です。

群馬県 新型コロナウイルス感染症対応資金



制度概要

県制度融資に新資金を設け、民間金融機関で
実質無利子※1・無担保・据置期間最大5年融資を実施します。あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の**保証料を半額又はゼロ**にします。

※1 利子補給対象の事業者の皆様がお支払いした所定金利（1.1%以内）について、事後に相当分をキャッシュバックします。

その他の要件

- 融資限度額：6,000万円（令和3年2月1日（月）保証申込受付分から適用）
- 補助期間：保証料は全期間、利子補給は**当初3年間**
（条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。）
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

連載エッセー

風の吹くまま 気の向くまま

— ④呆けるが勝ち？ (7) —

短ア 全期ツ ハイ マ | 型認 知 症 の 大 き な 特 徴 は 、
短ア 全期ツ ハイ マ | 型認 知 症 の 大 き な 特 徴 は 、
短ア 全期ツ ハイ マ | 型認 知 症 の 大 き な 特 徴 は 、
短ア 全期ツ ハイ マ | 型認 知 症 の 大 き な 特 徴 は 、
短ア 全期ツ ハイ マ | 型認 知 症 の 大 き な 特 徴 は 、

フリーライター
立木 寛子
つづく